

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

< 港湾名 > 関門港（門司港港湾区域を除く。）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

（1トンにつき、単位：円）

品 目				金 額		
				接岸本船船側・ はしけ内 ⇄ 上屋・野積場内	接岸本船船側・ はしけ内 ⇄ 上屋・野積場前	
ユ ニ	コンテナ	実 入		604	483	
		空		513	410	
タ イ	パレタイズ貨物、バンパック、バッグコンテナ、 プレスリング			928	742	
ズ 貨 物	ノックダウン自動車、 完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			709	567	
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,073	858	
包 装 品	袋 物			1,294	1,035	
	ベール物			1,279	1,023	
	カートン ケース	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）			1,317	1,054
		機械類（1個当り5トン以上のもの）			1,073	858
	クレート	青果類			1,136	909
冷凍品・冷蔵品			---	1,401		
有 姿 貨 物	タイヤ			848	678	
	巻取紙（内地産）			953	762	
木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材、南洋材	861	689	
			北洋材	820	656	
		製 材		854	683	
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,336	1,069	
鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,101	881	
	鋼管（口径12インチ以上のもの）、コイル			937	750	
	石 材			925	740	
撒 貨 物	小麦、肥料原料、鉍礦石（粉）			980	784	
	鉍礦石（塊）、特殊鉍礦石			1,097	878	
	砂 糖			855	684	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 「接岸本船船側・はしけ内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合
- (イ) 接岸本船船側 ⇄ 上屋・野積場内の場合
 (揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。
 (積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。
- (ロ) はしけ内 ⇄ 上屋・野積場内の場合
 (揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。
 (積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。
- ② 「接岸本船船側・はしけ内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合
- (イ) 接岸本船船側 ⇄ 上屋・野積場前の場合
 (揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
 (積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。
- (ロ) はしけ内 ⇄ 上屋・野積場前の場合
 (揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
 (積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれかの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそ

それぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき、単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～	7人～	10人～	13人～	16人～	19人～
	6人 (5人)	9人 (8人)	12人 (11人)	15人 (14人)	18人 (17人)	21人 (20人)
〔 昼 間 〕 〔 8時30分から 16時30分まで 〕	18,460	29,490	40,560	51,620	62,680	73,760
〔 半 夜 〕 〔 16時30分から 21時30分まで 〕	28,720	45,870	63,090	80,300	97,500	114,740

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき、単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～	7人～	10人～	13人～	16人～	19人～
	6人 (5人)	9人 (8人)	12人 (11人)	15人 (14人)	18人 (17人)	21人 (20人)
〔 昼 間 〕 〔 8時30分から 16時30分まで 〕	146,450	233,950	321,780	409,520	497,260	585,160
〔 半 夜 〕 〔 16時30分から 21時30分まで 〕	146,450	233,950	321,780	409,520	497,260	585,160

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

- (1) 荷役手配の取消の場合
 - ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
 - ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。
- (2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半

夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

（1トンにつき、単位：円）

内 容	金 額
袋物・ボール及びこれらに類似した作業能率のもの	2,110
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,996
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,888

7. 看賞作業料金

本料金は、貨物の看賞作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（1日1トンにつき、単位：円）

区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
貨物分類 コンテナ（野積場）	12	8
繊維原料類	51	39
青 果	51	39
窯 製 品	61	51
その他の貨物	90	73

（注）1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、

本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律） 1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律） 1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律） 1トンにつき 3円50銭

12. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基本とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. そ の 他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。